

EUの東方拡大とユーロ (上)

— 中東欧諸国が直面する経済上の諸課題 —



一 はじめに

EUでは予定通り一九九九年一月一日から単一通貨ユーロが発足した。一九七一年一月に「経済通貨同盟の段階的実現に関する決議」が欧州理事会によって採択され、同年一月に遡り発効して以来だと一九九九年、経済通貨同盟の第一段階（EC内資本移動の自由化、経済政策の調整のための多角的監視手続の導入、通貨協力の強化）開始以来一〇年目である。この間のEU諸国による経済通貨同盟深化に向けての道のりはけっして平坦ではなかった。国家主権の不可分の一部と考えられていた通貨主権

の超国家機関への委譲はありうるのか、それが可能だとしても、遅くとも一九九九年一月からと設定された第三段階に各国が入るための四条件（①政府債務の対GDP比が六〇%以下、②政府の財政赤字の対GDP比が三%以下、③インフレ率および長期金利がそれぞれ最低の三か国の平均一・五ないし二%以内、④欧州通貨制度（EMS）の為替相場メカニズム（ERM）が決めている通常の変動幅を最低二年間は厳しい緊張感なく維持できていること）を満たせるかどうか、満たせる国があった

としても少数ではないか、といった懸念をする向きが多かったのである。ところが、通貨同盟を予定通りに発足させようという政治的意思がフランスおよびドイツを中心にきわめて強かったために、ついに実現することになったのである。

このように経済的合理性よりはむしろ強力な政治的意思に基づいて誕生した単一通貨ユーロは、今後どのような歩みをするのであろうか。また、それは今後EUに加盟することが想定されている中・東欧諸国等どのようなインパクトを与えることになるのであろうか。中・東欧諸国経済にとってどのような問題が生じるのであろうか。単一通貨ユーロ

が発足した一九九九年一月の英文エコノミスト誌及びルモンド紙は、共にユーロ通貨発足をめぐって「一つの冒険」であると述べているが、同時に「欧州合衆国?」「単一欧州への切符」という表現を用いてユーロ通貨発足に関してコメントしている。さらにルモンド紙は「ドルとユーロとの戦争が起ころのだろうか?」と問題提起をしてもいる。そして英文エコノミスト紙グループのユーロピアン・ボイス紙は、「EUはその重みを世界に印象づけることを狙っている」「欧州を世界のリーダーに」と表現している。また中・東欧諸国のEU加盟問題に関して、同紙は「遅まきながら、拡大列車」が駅を

箱

木

眞

澄

(広島経済大学経済学部教授)

発車した」。「東欧の悲しいデュエツト」(加盟交渉の先発組と後発組との区分けに関して)という表現を用いている。これらは上記紙誌の見出

二 中・東欧諸国経済の現状

現在までにEUへの加盟申請⁽²⁾をしているのは、中東欧七か国(ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、スロバキア)、バルト三国(エストニア、ラトビア、リトアニア)、地中海諸国(トルコ、マルタ、キプロス)等であるが、資料上の制約から、ここでは考察の対象をEUの第五次拡大のための第一次対象国に選ばれた諸国のうち、主として中・東欧四か国(ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロベニア)に限定する、これらの国は、現在、中央計画経済体制から市場経済体制への移行過程にある点で共通している。旧体制下にあつてはこれら諸国では体制固有の事情により民需部門と軍需部門との間の技術交流がなく、しかも技術発達の著しい市場経済体制諸国(西側諸国)が課していた厳しいコム規

し記事からの引用であるが、ユーロ通貨発足に伴う諸問題を鋭くえぐっている⁽¹⁾。

諸国からの技術導入がきわめて困難だったので、産業設備の陳腐化が甚だしかった。しかも失業者は社会主義体制下では存在しえないとの建前のもとに企業内には大量の余剰労働力を抱えていたのである。そのため冷戦の終結と共にコメコンが振替ルーブル決済システムの行き詰まりから解散せざるをえなくなり、西側諸国との貿易関係がにわかに重要になった頃には、市場経済体制への移行過程に踏み出そうとするこれら諸国の産業の西側市場における国際競争力はすつかり無くなつていたのである。しかも、最新式の設備に投資をしたくても資本の蓄積が薄く、その余力は乏しかった。これらの諸国が市場経済体制に移行するためには、私有財産制及び複数政党制を導入したうえ、⁽³⁾ 国営企業を民営化する必要があつた。

以上のような諸事情から、EUに

加盟を申請したこれら中・東欧七か国のうち、相対的に市場経済体制への移行が進展している国としてハンガリー、ポーランド、チェコ、スロベニアが、他に先駆けてEUとの加盟交渉の対象国に選ばれた。これら四か国は、一九九三年のコペンハーゲンEU首脳会議においてEU加盟申請国が満たすべき基準として列挙された、①民主主義を保障する安定的制度(法の支配、人権、少数民族の尊重と保護を含む)、②市場経済が機能していること、EU内での競争圧力、市場諸力に対応する能力があること、③加盟に伴う諸義務を遂行する能力、政治・経済・通貨同盟の諸目的の遂行能力、等を中期的に満たせる国であると考えられたからである。そして、これらの国との加盟交渉は一九九八年三月からすでに開始されている。これらの国の期待は、二〇〇二年頃にはEU加盟が実現できることにあるが、これはかなり難しいものと考えられている⁽⁴⁾。

中東欧諸国がEU加盟することに伴うメリットとしては、①工業製品、農産品、食品のEU市場への自由なアクセス、輸入割当と関税障壁の撤廃、反ダンピング措置、保護措置の

廃止、国境通過時の通関書類の廃止による運搬コストの低減等、商品取引に関するもの、②外国直接投資の仕向け先としての中東欧諸国の魅力向上等資本移動に関するもの、③現EU加盟国への労働者の出稼ぎが増え、これらの労働者からの本国送金の増加が期待されるのみならず、中東欧諸国内での失業率の減少、社会的緊張の緩和、失業給付金の減少に伴う財政支出の減少も期待できる等、労働移出に伴うもの、④EU基金からの支援増加への期待、⑤EUの諸法制、諸規則、諸基準を達成するようにとのEUからの外圧を利用して国内での近代化を政府が実行しやすくなる、との期待、⑥EU市場における競争に曝されることによつて中東欧企業にも競争力をつけたこととの自助努力が生まれることが期待できること、等である。

デメリットとしては、④財取引面に関して、輸入が急増してもセーフガードも発動できなくなる、EUの金融政策に同化してしまうと、貿易不均衡が著しくなつても為替相場による調整がしづらくなる、EUは中東欧諸国の農産物の潜在的な輸出力を警戒し、何とか輸出力を削減

表1 EU (15) 平均を100とした時の中東欧諸国の一人当たりGDP水準

	1990	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2005	2010	2015
チェコ	68	59	62	64	64	62	60	61	68	74	82
ハンガリー	49	46	47	47	49	51	52	53	59	65	72
ポーランド	33	34	35	37	39	40	41	42	46	51	56
スロバキア	51	40	42	45	47	48	46	47	52	57	63
スロベニア	69	64	65	67	69	71	72	74	81	90	99
ブルガリア	33	28	28	25	23	24	23	24	26	29	32
ルーマニア	36	31	32	34	31	28	26	27	30	33	36
オーストリア	108	111	110	112	113	113	113	113	113	113	113
ドイツ	104	110	109	108	106	106	106	106	106	106	106
ギリシャ	59	65	66	67	69	69	69	69	69	69	69
ポルトガル	62	69	70	70	72	72	72	72	72	72	72
スペイン	76	76	76	77	80	80	80	80	80	80	80
EU (15) 平均	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(注) 1999、2000、2005、2010、2015各年の数値は、ウィーン比較経済研究所による推計値。

(出所) W I I W (ウィーン比較経済研究所) 研究報告第257号、1999年6月、36頁。

したいと考えており、これは伝統的な農産品輸出国であるブルガリア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニアなどの目指している方向とは相反する。⑥資本取引面に関して、大量の資本流入は、市場経済の未成熟な中東欧諸国にとって経済的及び政治的にリスクがある、とくにチェコとポーランドにおいて、EU投資家による土地の自由な取得は政治問題化しかねない、当該国または隣接国の政治経済状況の不安定化や他国により有利な投資機会がある場合には短期資金は急激に引き上げられ、そ

でなくとも脆弱な経済基盤を不安定化させかねない、国内の経済政策によつては外国資本が急速に引き上げられる可能性がある、⑦移民に関しては、若年の技能工や技術者、科学者が流出する場合には自国の近代化に悪影響を及ぼす、外国への移住者が将来にわたって帰国しないことになれば、膨大な教育費が無駄となる、⑧EU基金の投下に関しては、東欧諸国の多くの地域で有効利用のための前提条件が未整備、多額の資金の投下はそれだけ市場経済へ適合しようとの自助努力を損ないかねない、構造基金は近代化を助けるよりは将来展望が開けず競争力のない分野や企業を生き残らせる、⑨意思決定に関しては、EUの一部の国々との連携と配分の問題はEUの分裂をもたらす可能性がある、⑩第三国との関係に関しては、EU加盟後は中東欧諸国は日米欧等からの特惠関税待遇を失うのみならず、EU通商政策への適合は域外の発展途上諸国からの競争力のある産品との競争に自国内でも直面することになることを意味する、等である。

以上に挙げたメリット・デメリットは、ジェットロ・ウィーンセンターの加藤望氏が挙げたものであるが、上記の諸項目の内、メリットについては、このことを重視するからこそEUへの加盟を中東欧諸国が切望するのであるが、デメリットについては、別の見方がありうる。なぜならばEU域内ではすでに発展途上諸国製品と中東欧諸国製品とはすでに競争して、しかもEUと中東欧諸国との間ではすでに「欧州協定」(正式には連合協定)によってEU側の工業製品に対する関税は全廃されており、中東欧諸国側も段階的に関税を全廃することになっているため、ここ数年以内にEU域内市場とほぼ同等の条件で発展途上諸国製品と競争することになる。したがって、中東欧諸国が正式にEU加盟国となる頃には中東欧諸国の諸産業のかなりものが十分に発展途上諸国との競争に対抗できるようになっていると考えられるからである。EU加盟が期待される中東欧諸国側としては、デメリットについて心配するよりも、むしろメリットを十分に享受し、外国からの直接投資を積極的に受け入れて、より競争力のある産業構造を築き上げることが肝要であろう。若年技能工や技術者、科学者の流出

に関して、国内に機会が増えるに伴い、自国内に留まる者も増えるであろうし、自国内に還流する者も出てくるであろう。さらにEU基金の投下に伴う諸懸念については、それらの除去のための対策を予め立てておくことも出来るであろう。意思決定の問題に関しても、EUあつての中東欧諸国であるとの立場さえあれば、おのずと分裂を避けようとする配慮も働くであろう。したがって、デメリットについてはさほど深刻に受け止める必要はないであろう。

しかしながら、前述したように他に先駆けて加盟交渉の対象国に選ばれた国々といえども必ずしも同じ時期にEUに加盟できることにはならないことには留意しなければならぬ。すなわち、表1にあるようにEU平均を一〇〇とした時、スロベニアはすでに一九九六年にギリシャの水準に達しているが、その他の中東欧諸国(チェコ、ハンガリー)の一人当たりGDP水準が、ギリシャの水準に達するのは二〇〇五年頃以降と推計されている。そしてかなり順調であると考えられるポーランドもそのGDP水準が、ギリシャ及びポルトガルのGDP水準に達するのは

二〇一五年以降と推計されているのである。

以上に述べたように、同じ頃に社会主義の軛から抜け出した国々であり、しかもほぼ同じ頃に加盟申請したものの、EUとの加盟交渉に入ることが出来た国々と、交渉に入れない国々との差異が生まれ、しかもすでに加盟交渉に入った国々の間にも前述のような経済格差が生まれている。したがって、現在EUへの加盟申請を済ませた国々がすべてEUに加盟できるまでには、申請国が期待している五年程度ではなく、それ以上の相当長い年月がかかると考えなければならぬであろう。とりわけ、単一通貨ユーロが発足した現在では、新規加盟国はユーロランドに対してはオプティミシング・アウトをすることができないので、ユーロランドに参加するための四条件を満たすことも必要となるだけにおさらである。しかも、現状では一九九八年におけるインフレ率(%)は、チェコ一〇・七、ハンガリー一四・三、ポーランド一一・八、スロベニア七・九なのである。そしてこのようなインフレ率はすでに数年以上続いているのである。

EUに加盟できるためには経済水準だけではなく、前述のようなその他の諸条件も満たされていることが肝要であるにもかかわらず、経済水準ひとつを取ってみても上述のように問題が多々あるのである。加盟申請諸国の経済水準が重要なのは、これらの国々のEU加盟が実現した暁には、研究・技術開発政策、地域政策による資金、職業訓練基金、構造改革基金、環境基金、など、EUの様々な基金の中から相当の資金の移転を受けることになるので、新規加盟国と既存の加盟国との経済格差があまり大きくない方が望ましいためである。EUでは現在でもこれらの加盟申請国に対して、EU側が要望している諸基準をより早く加盟申請国が満たすのを助けるために、とくに前記五か国を中心に、法制の整備、相互接続、相互運行の向上など運輸インフラの整備、環境問題への対応、その他「アキ・コミュニテール」(Aquis Communautaire、EUが現在までに確立した共同体法及び慣行)実現のために様々な援助を数年前からすでに実施しているのである。なかでも、P H A R E (Poland and Hungary: Action for Res-

tructuring of the Economy、ポーランド、ハンガリー等中東欧諸国の経済再構築援助)プログラム、農業開発基金、構造援助基金などを通じるもので、今後二〇〇〇年から二〇〇六年までの七年間に一九九七年価格で総額二一〇億ユーロ(一ユーロは一九九九年六月現在約一・〇二米ドル)に達する。EUの側としても新規加盟国を受け入れることによつて、国際社会におけるEUの交渉力・発言力・安全保障能力の増大等のメリットがあるので、どの程度諸条件を満たしていれば新規加盟を認めるかもその時々国際情勢及びEU内の政治・経済社会等諸情勢に大いに左右されるだろう。ただ、経済的にはどの程度の水準に達しておれば新規加盟を認めやすいかは、スペイン、ポルトガル、ギリシャ等の先例が参考になることは確かである。すなわち、中・東欧諸国があまりにも長く加盟を引き延ばされることに伴う政治的なマイナス面を勘案して、経済的にはまだ望ましいとは考えられない時期に加盟が認められることも予想しておく必要はあるであろう。しかしながら、「アキ」を初めとして経済的な諸条件がほぼ達成された

しても、それですぐにEUに加盟できるわけではない。EUに加盟が認められるためには、加盟申請が欧州委員会において諮問され、そして欧州議会において絶対多数で承認された後、欧州理事会において全会一致で承認され、さらに加盟協定が全加盟国における批准手続を経ることが必要である。そしてこの間の批准のための諸手続きは、全会一致原則を初めとするEUの政治機構改革がなければ、新規に加盟国を加えることに対する深刻な障害となりうる。たとえば、加盟申請諸国に隣接しているため、低賃金労働者の大量流入を恐れるEU諸国の中には拒否権を發動するところもでてくるのが心配される。さらに、EU加盟申請国側における国民投票も結果を左右する。しかるに、加盟実現のために必要とされる諸条件を満たすための諸施策の実施が失業率の増大、特別経済地域の廃止への圧力増大、より厳しい環境基準の施行・付加価値税制の導入とその国民生活への影響が増大するにともない、EU加盟への国民の支持率が低下してきているのである。

一方、中・東欧諸国政府自身としてはEU加盟はなるべく早い時期に、

それもほぼ同時期に実現できることを熱望しているに違いない。このことは、前述の通りEU加盟申請時期がほぼ同時期に集中したことから明らかであろう。(以下次号)

(追記) 本稿は、本年七月一日(日)中央大学多摩キャンパスにおいて開催された国際経済学会関東部大会における拙報告を加筆訂正したものである。予定討論者の香川敏幸教授(慶応義塾大学)からは懇切なコメントを頂戴した。またフロアからは阿部望教授(東海大学)から適切なコメントを頂戴した。なお、EUの東方拡大問題に関しては、一九九九年八月の訪欧時のWIIW研究員S・リヒター氏及びウプサラ大学教授S・ヘドルト氏との意見交換も反映させた。

(注)

(1) *The Economist*, January 2nd-8th 1999, pp.15-16. *Le Monde*, Dossiers et Documents, Janvier 1999/TV. *Le Monde*, 7 Janvier, 1999, P.13. *The European Union in 1999*, by *European Voice*, pp.53-55. *European Voice*, 17 December-6 January 1999, P.19. *The World in 1999*, published by *The Economist*, P.53等を参照されたい。

(2) 中東欧七か国およびバルト三国は、マーストリヒト条約第O(オー)条に基づいて相次いでEUへの加盟申請を

行った。

(3, 4) 箱木真澄「中東欧経済の新たな課題と展望」、『世界経済評論』、一九九九年一月号、七六一八二頁を参照されたい。

(5) 日本貿易振興会編『JETRO東欧ニューズレター』、一九九六年二月号、三三―三五頁。

(6) 鈴木輝二「欧州概念の東方への拡大と比較法」、『東海法学』第一六号、一九九六年、一六四頁、及び拙稿、前稿、七八―八〇頁、を参照されたい。

(7) European Commission, *General Report on the Activities of the European Union 1998*, Brussels, 1999, P. 9-10.

